

[事案 2020-209] 災害死亡保険金支払請求

・令和3年5月11日 裁定終了

<事案の概要>

被保険者の重大な過失を理由に、災害死亡保険金が支払われなかったことを不服として、災害死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が急性薬物中毒で死亡したため、平成23年8月に契約した収入保障保険にもとづき、災害死亡保険金を請求したところ、本事故は、被保険者の重大な過失により発生したものであるため、災害死亡保険金の支払事由に該当しないとして、同保険金が支払われなかった。しかし、本事故は被保険者の重大な過失によるものではないので、災害死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款上、被保険者に重大な過失があったときには、災害死亡保険金を支払わない。
- (2)鎮痛剤を既定の容量を大きく超えて数十錠も服用すれば、死亡する危険性が高いことは明らかであり、被保険者に重大な過失があったといえる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者の死亡に至るまでの経緯等を把握するため、申立人の親権者法定代理人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本事故は被保険者の重大な過失により発生したものであり、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。